

除染土はどこへ？

環境省の除染土の再利用・埋め立て処分方針を問う

環境省は、最大2,200万m³の除染土のうち、8,000Bq/kg以下のものを「遮蔽および飛散・流出の防止」を行った上で、全国の公共事業や農地造成で利用できる方針を策定しました。現在、福島県飯舘村長泥地区で除染土壌を農地造成に再利用するための実証事業を行い、その後に大規模な農地造成資材として使用しようとしています。福島県二本松市では、農道の路床材に使用する実証事業を行おうとしましたが、住民の反対で延期されました。

県外の除染土壌については、現在、栃木県那須町および茨城県東海村で埋め立て処分の実証事業がはじまりました。

実証事業を住民目線で検証し、除染土の再利用や埋め立て処分の問題点を問うための市民集会を開催します。

2018年**12月23日**（日）**13:30**～16:30
（開場13:15）

東京しごとセンター地下講堂（JR飯田橋東口から徒歩6分）

プログラム（予定、敬称略）

環境省の除去土壌再利用・埋め立て処分の方針について
（環境省に説明を要請中）

各地からの報告

- 1) 二本松・道路の路床材への再利用事業を市民が撃退
...佐藤俊一（みんなで作る二本松・市政の会）
- 2) 飯舘村・長泥地区での農地造成への再利用
...糸長 浩司（飯舘村放射能エコロジー研究会）
- 3) 栃木県・那須町での除染土埋め立て処分
...田代真人（被曝と健康研究プロジェクト）

パネルディスカッション

糸長 浩司、今中哲二、田代真人、佐藤俊一、満田夏花 ほか

資料代：500円

主催：飯舘村放射能エコロジー研究会（IISORA）

国際環境NGO FoE Japan、原子力市民委員会

協力：一般社団法人 被曝と健康研究プロジェクト

みんなで作る二本松市政の会

問い合わせ：国際環境NGO FoE Japan

TEL: 03-6909-5983 / FAX: 03-6909-5986 E-mail: info@foejapan.org

当日連絡先：090-6142-1807